

平成 22 年 4 月 1 日から、 建築士法関係の登録窓口が変わっています。

平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法により、滋賀県が指定
予定の『指定(事務所)登録機関』が下記の登録等業務を行っています。

平成 22 年 3 月 31 日まで

- ・ 二級、木造建築士の免許登録
 - ・ " の免許証書換、再交付
 - ・ 建築士事務所の登録等に関すること
(新規、更新、変更、廃業)
- 滋賀県土木交通部建築課
(県庁新館 6 階)
- (社) 滋賀県建築士事務所協会

平成 22 年 4 月 1 日からの対応

- ・ 二級、木造建築士の免許登録
 - ・ " の免許証書換、再交付
 - ・ " の名簿の閲覧
 - ・ " の登録証明書発行
 - ・ 建築士事務所の登録等に関すること
(新規、更新、変更、廃業)
 - ・ " の登録簿の閲覧
 - ・ " の登録証明書発行
 - ・ 業務報告書の受領、閲覧
- 《県指定登録機関》
(社) 滋賀県建築士会
大津市におの浜 1 丁目 1-18 建設会館 3 F
- 《県指定事務所登録機関》
(社) 滋賀県建築士事務所協会
大津市におの浜 1 丁目 1-18 建設会館 3 F

注) 手数料の納付方法等も変わっていますので、事前に確認してください。

一級建築士の免許登録等については、従前どおり(社) 滋賀県建築士会で実施
しています。

問い合わせ先)

滋賀県土木交通部建築課 077-528-4251 <http://www.pref.shiga.jp/h/kenchiku/>
(社) 滋賀県建築士会 077-522-1615 <http://www.kentikushikai.jp/>
(社) 滋賀県建築士事務所協会 077-526-4476 <http://shiga-jk.jp/>